

公益社団法人日本地球惑星科学連合倫理委員会規則

2020年3月24日 理事会制定

(趣旨)

第1条 この細則は、日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という。）の倫理規則に基づく倫理委員会の運営に関する事項を定めるものとする。

(倫理委員会の構成員)

第2条 倫理委員会は常設とし、メンバーは会長、副会長、顧問弁護士とする。

2 委員の任期は、理事会の任期とする。

(調査小委員会の構成員)

第3条 調査小委員会は、倫理委員会メンバーから1名以上を含む委員により構成する。

2 不正申し立て内容が研究の専門性に関する場合は、セクションプレジデント、セクション監事、及び当該分野の専門性を有する正会員を加える。

3 不正申し立て内容が研究の専門性によらない場合（法令違反、研究費不正使用、ハラスメント行為等）には、倫理委員会が調査小委員会を兼ねることができる。

(申し立て窓口)

第4条 面談により不正申し立てを受ける場合は、窓口の責任者たる事務局長の判断により、倫理委員会メンバー又は総務委員会委員を同席させることができる。

(再審理)

第5条 異議申し立てを審議する調査小委員会の設置にあたっては、当該の調査を行った調査小委員会のメンバーに新たな委員を加えることができる。